

社会福祉法人朝来市社会福祉協議会
ミニデイお出かけ助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、朝来市内で地域住民による支え合い活動や生きがづくり活動、介護予防活動を目的として実施される地域ミニデイサービス（以下「地域ミニデイ」という。）を実施する団体が、地域ミニデイ活動の一環として外出行事を行う際に使用するマイクロバス等の使用料金の負担軽減と地域ミニデイ活動が継続的に活動できることを目的に必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 この補助事業の実施主体は、社会福祉法人朝来市社会福祉協議会（以下「法人」という。）とする。

(助成対象団体)

第3条 この要綱で定める助成対象団体は、次の各号に該当する団体とする。

- (1) 朝来市ボランティア市民活動センターにボランティア登録の団体
- (2) 朝来市内で地域ミニデイを実施の団体
- (3) 朝来市内で地域ミニデイを1年間（年度単位）で6回以上実施の団体

(助成対象事業)

第4条 前第3条で規定する団体が、次の事業を実施の場合は助成対象事業とする。

- (1) 地域ミニデイ活動に参加される方々を対象とした買い物などを中心に普段の活動場所を離れて外出をする事業

(助成金の額及び助成の回数)

第5条 予算の範囲内を限度として、助成を希望する団体が前第4条の事業を実施するにあたり、使用するマイクロバス等の使用料金の半額を助成する。ただし助成金額の上限は1万5千円とする。

2 前項の助成金額の助成回数については、1年度内に1回とする。

(申請及び決定)

第6条 助成事業を利用しようとする団体（以下「申請者」という。）は、第4条で規定した事業を実施する2週間前までに所定の申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に必要な事項を記入し法人に提出するものとする。

2 法人は、申請書に基づき、その必要性を審査した上で、速やかに助成の可否について決定し、申請者に連絡するものとする。

(報告書の提出)

第7条 助成を受けた申請者は、第4条で定めて事業実施後1月以内に事業報告書（様式第2号）を法人の会長へ提出しなければならない。

(助成金の返還)

第8条 法人の会長は、次の各号に該当すると判断したときは助成金の全額または一部の返金を求めることができる。

- (1) 事業が適正に実施されなかったとき
- (2) 本実施要綱の規定に違反したとき

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか事業に関する必要な事項は、法人の会長が定める。

(附則)

1. この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
1. この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
1. この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。